

「情報公開文書」

受付番号：2019-3-035

課題名：ショートインプラントの臨床的有用性に関する研究

1. 研究の対象

医療法人社団仁優会たけした歯科にてショートインプラントを埋入した患者16名
内科的疾患および喫煙者、精神疾患、自己免疫疾患、骨粗しょう症、骨造成が必要な患者は除く。

2. 研究期間

2020年3月 ～ 2025年2月

3. 研究目的

日本人における6ミリショートインプラントの臨床的有用性を明らかにすることが目的である。

背景としては日本人患者におけるインプラント治療では骨量不足から骨造成術を施す場面が多い。ショートインプラントを用いることで患者への身体的負担の軽減となり、高齢者化が進む我が国においては有効なインプラント治療法であることを示すために本研究を行うこととした。

4. 研究方法

医療法人社団仁優会たけした歯科にて同一の歯科医師によってショートインプラントを埋入した患者における、インプラント埋入手術時の部位・骨質・最終ドリル・埋入トルク値・上部構造装着様式を一覧とし、上部構造装着時および上部構造装着から2年経過時のデンタルレントゲンにて骨レベルの変化を計測およびプロービングによるインプラント周囲粘膜の計測を行う。対象患者には術前および術後にOHIP14を用いた患者アンケートを行う。

5. 研究に用いる試料・情報の種類

情報：病歴、治療歴、診療録、レントゲン写真、カルテ番号 等

6. 外部への試料・情報の提供

該当なし

7. 研究組織

「本学単独研究」

「既存情報の提供のみを行う機関」

医療法人社団仁優会たけした歯科 竹下 賢仁

8. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。

ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

また、試料・情報が当該研究に用いられることについて患者さんもしくは患者さんの代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象としませんので、下記の連絡先までお申出ください。その場合でも患者さんに不利益が生じることはありません。

照会先および研究への利用を拒否する場合の連絡先：

東北大学大学院歯学研究科 口腔病態外科学講座 顎顔面・口腔外科学分野
竹下 賢仁

〒980-8575 宮城県仙台市青葉区星陵町4番1号

TEL022-717-8350 FAX022-717-8359

E-mail take2273@gmail.com

研究責任者：

東北大学大学院歯学研究科 口腔病態外科学講座 顎顔面・口腔外科学分野
高橋 哲

◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先：「8. お問い合わせ先」

※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の1(3)>

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ」をご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学病院個人情報保護方針】

<http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html>

2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口に提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学情報公開室】

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の2(1)>

- ① 研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ② 研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③ 法令に違反することとなる場合